

# 中川村都市構造調査業務 公募型プロポーザル実施要領

## 1. 趣旨

この実施要領は、中川村都市構造調査業務（以下「本業務」という。）にかかる契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等について必要な事項を定めるものとする。

## 2. 業務概要

### (1) 業務名

中川村都市構造調査業務委託

### (2) 業務目的

都市計画策定や土地利用に関する政策立案等を行う際の基礎資料とするため、中川村の都市構造の把握にかかる調査を実施する。この調査を効率的かつ効果的に進めるために、高い専門性と豊富な経験を有する事業者からの提案書を評価・選定し、業務を委託する。

### (3) 契約期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

### (4) 業務内容

別添1「中川村都市構造調査業務委託仕様書」のとおり

## 3. 提案上限額

事業費の上限額 金2,400,000円以内（消費税および地方消費税を含む）

この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案の規模を示すためのものである。  
なお、提案額が提案上限額（内訳額を含む）を超過している場合は失格とする。

## 4. 担当窓口

中川村役場地域政策課土地政策係 担当者名：片瀬、春日

〒399-3892 長野県上伊那郡中川村大草 4045-1

電 話：0265-88-3001（内線23）

メール：tochi@vill.nagano-nakagawa.lg.jp

## 5. 参加資格

公告日現在、次の各号の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 中川村入札参加資格名簿（建設コンサルタント（都市計画及び地方計画））に登録されている者であること。
- (3) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示717号）の「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けている者であること。
- (4) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止措置を受けていない者であること。

- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 中川村暴力団排除条例（平成 23 年中川村条例第 17 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (7) 国税、地方税とも滞納がない者であること。
- (8) 長野県南信地区に本店、支店、又は営業所を有すること。
- (9) 過去 10 年間（平成 27 年度以降）において、地方公共団体が発注した本業務と類似する業務実績（受注中の業務を含む）があること。
- 類似する業務とは、都市計画マスタープラン、立地適正化計画、都市計画基礎調査の内、基礎的調査・データ解析及び住民意向調査等の業務とする。
- (10) 次の条件を満たす管理技術者を配置すること。
- (ア) 技術士（総合技術監理部門又は建設部門：都市及び地方計画）の資格を有する者であり、提案者と正規雇用関係にあること。
- (イ) 過去 10 年間（平成 27 年度以降）において、地方公共団体が発注した本業務と類似する業務実績（受注中の業務を含む）があること。
- 類似する業務とは、都市計画マスタープラン、立地適正化計画、都市計画基礎調査の内、基礎的調査・データ解析及び住民意向調査等の業務とする。

## 6. スケジュール

番号	内容	期限
1	公募要項の公表	令和 6 年 9 月 12 日（木）
2	参加申込に関する質問の受付締切	令和 6 年 9 月 20 日（金）正午
3	参加申込に関する質問に対する最終回答	令和 6 年 9 月 26 日（木）
4	参加申込書等提出期限	令和 6 年 10 月 1 日（火）正午
5	一次審査結果及びプロポーザル関係書類（提案書）の提出要請の通知	令和 6 年 10 月 4 日（金）予定
6	プロポーザル審査等に関する質問の受付締切	令和 6 年 10 月 11 日（金）正午
7	プロポーザル審査等に関する質問に対する最終回答	令和 6 年 10 月 17 日（木）
8	提案書等の提出期限	令和 6 年 10 月 24 日（木）正午
9	二次（プレゼンテーション）審査	令和 6 年 10 月 28 日（月）
10	二次審査結果の通知	令和 6 年 10 月 30 日（水）予定
11	契約	令和 6 年 11 月（上旬）

## 7. 提出書類一覧

本プロポーザルにかかる提出書類は次のとおりとする。様式は中川村ホームページより入手すること。

番号	提出書類	様式等
1	参加申込書	様式 1
2	提案者情報書	様式 2
3	業務実施体制書	様式 3
4	技術者経歴書（管理技術者）	様式 4
5	技術者経歴書（主たる担当技術者）	様式 5
6	提案書	表紙は、様式 6 表紙以外は、任意様式
7	見積書（見積内訳書）	任意様式
8	辞退届	様式 7

## 8. 参加申込に関する質問の提出及び回答

### (1) 質問の提出

(ア) 提出期限 令和 6 年 9 月 20 日（金）正午

(イ) 提出方法 以下の WEB フォームから提出を行うこと。

<https://logoform.jp/f/ngbHa>



### (2) 質問への回答

質問に対する回答は、令和 6 年 9 月 26 日（木）までに順次、中川村ホームページに掲載する。  
なお、質問に対する回答は、本要領の追加又は修正とみなす。

## 9. 参加申込書等の提出

### (1) 提出期限

令和 6 年 10 月 1 日（火）正午

### (2) 提出書類

(ア) 参加申込書（様式 1、正本 1 部）

(イ) 提案者情報書（様式 2、正本 1 部、副本 11 部）

(ウ) 業務実施体制書（様式 3、正本 1 部、副本 11 部）

(エ) 技術者経歴書（管理技術者）（様式 4、正本 1 部、副本 11 部）

(オ) 技術者経歴書（主たる担当技術者）（様式 5、正本 1 部、副本 11 部）

### (3) 提出方法

「4. 担当窓口」に事前に電話連絡のうえ、持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は配達確認が可能な方法でおこない、提出期限必着とする。

### (4) その他

(ア) 提出された書類により一次審査を行い、通過者にはプロポーザル関係書類（提案書）の提出等の要請を文書及び電子メールで通知する。

(イ) 提出された書類の記載内容について、提案者の都合による変更は認めない。

(ウ) 提出された書類は複製する場合がある。

## 10. プロポーザル審査等に関する質問の提出及び回答

### (1) 質問の提出

(ア) 提出期限 令和6年10月11日(金)正午

(イ) 提出方法 以下のWEBフォームから提出を行うこと。

<https://logoform.jp/f/uPY3S>



### (2) 質問への回答

質問に対する回答は、令和6年10月17日(木)までに順次、中川村ホームページに掲載する。  
なお、質問に対する回答は、本要領の追加又は修正とみなす。

## 11. 提案書等の提出

### (1) 提出期限

令和6年10月24日(木)正午

### (2) 提出書類

(ア) 提案書(様式6及び任意様式、正本1部、副本11部)

(イ) 見積書(任意様式、正本1部、副本11部)

### (3) 提案書について

(ア) 内容

提案書は、下記の項目に沿って作成すること。

項目	記載内容
基本方針	業務実施にあたっての基本方針、心構えなど
提案内容	・調査(実態調査及びアンケート調査)の内容、結果の活用案など ・業務スケジュール ・中川村との業務分担(村が受託者に提供すること・物(例:○○に関する情報。村の長3封筒○○部)) ・報告書(成果物)の仕様など ・その他(追加提案)
その他	

### (イ) 書式等

① 提案書は、文字サイズを10.5ポイント以上(図表や注釈等を除く。)、A4サイズ、片面印刷、ページ数は10ページを上限とする(提案書の表紙(様式6)を除く。)。なお、A3サイズの内紙を用いる場合は2ページ分の扱いとする。

② 提案書は、専門的な知識を持たない者でも理解できる表現に努めること。

### (ウ) 見積書

① 本業務の見積書を提出すること。(任意様式)

② 消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積金額には消費税額を加算すること。

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は配達確認が可能な方法でおこない、提出期限必着とする。

(5) その他

(ア) 提出された書類の記載内容について、提案者の都合による変更は認めない。

(イ) 提出された書類は複製する場合がある。

## 1 2. 審査・選定

(1) 審査方法

(ア) 審査は一次審査と二次審査とし、中川村都市構造調査業務にかかる公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。ただし、一次審査は選定委員会の意見を聞き、事務局（地域政策課）において審査することができる。

(イ) 評価項目（別紙）の基準に基づき評価し、一次審査及び二次審査の評価点の合計点（総合評価点）の最も高い事業者を最優秀提案者とし、受託候補者とする。なお、総合評価点の最も高い事業者が2者以上の場合は、選定委員の合議で決定する。

(ウ) 選定委員会において最低基準（総合評価点の5割）を設けることとし、最低基準を満たさなかった場合は、再度公募を行うものとする。

(エ) 参加事業者が1者の場合も審査を行う。

(2) 一次審査（書類審査）

一次審査は、提出書類を審査して点数化し、評価点の上位3者を一次審査通過者とする。

(3) 二次審査（プレゼンテーション審査）

一次審査を通過した者を対象にプレゼンテーション及び質疑応答を実施する。提案書に沿って説明を受けて、その内容に基づき点数化し評価する。

(ア) 実施日

令和6年10月28日（月）

会場等の詳細については、一次審査結果とともに、一次審査通過者に文書及び電子メールで通知する。

(イ) 出席者

プレゼンテーション会場の入室者は、説明者を含め5名以内とする。なお、WEB参加は不可とする。

(ウ) 説明時間

説明時間は20分以内（機材等の準備・撤去にかかる時間を除く。）とし、その後15分程度質疑を実施する。

(エ) その他

① 提案の順番は提案書の受付順とする。

- ② 二次審査（プレゼンテーション審査）に用いる機材については、ディスプレイ（65 インチ又は 55 インチ）、HDMI 端子接続コード・電源は中川村が準備する。それ以外に必要な機材（データの入ったパソコン等）は、提案者が用意すること。
  - ③ 提案書をもとにプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料の配布や追加提案等、提案書以外の資料を使用する説明は不可とする。
  - ④ 提案者は、他の提案者のプレゼンテーションの内容を知ることができない。
- (4) 選定結果通知
- (ア) 選定結果については、自己の結果のみを各提案者に文書及び電子メールで通知する。
  - (イ) 審査及び選定結果にかかる問い合わせには応じない。
  - (ウ) 提案者は、審査及び選定結果に対する異議を申し立てることはできない。

### 1 3. 契約

- (1) 受託候補者と、提出された提案書を基に協議を行い、仕様書を確定させるものとする。この際、提出された提案書の内容を変更する場合がある。
- (2) 上記により確定した仕様書を基に受託候補者から再度見積書を徴取し、随意契約により契約を締結する。
- (3) 受託候補者が辞退又は特別な理由により受託候補者と契約締結ができない場合は、提案者のうち、審査順位が上位のものから順に契約交渉を行う。

### 1 4. その他事項

- (1) 提案者の都合により本プロポーザル参加を辞退する場合は、辞退届（様式 7）を提出すること。
- (2) 提案にかかる一切の費用は、参加者の負担とする。
- (3) 必要により、提出された書類の内容について、関係機関に照会する場合がある。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、参加資格を無効するとともに、指名停止を行う場合がある。
- (5) 本要領に定めのない事項ならびに疑義が生じた場合は、協議により定める。

以上